

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 16 日現在

機関番号：34601

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2014

課題番号：23530119

研究課題名(和文)子どもの安全確保に関する21世紀型消費者法システムの比較法政策的研究

研究課題名(英文)A Comparative Legal Policy Study on Child Safety and Consumer Policy for the 21st Century

研究代表者

タン ミッシェル(Tan, Michelle)

帝塚山大学・法学部・教授

研究者番号：60299146

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,700,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、子どもの安全に関する英米法系の消費者法システムの実態を調査し、日本で推進されはじめた「子どもに関する消費者政策」を比較法政策的な観点から研究する。

本研究の主な業績として、(1) 欧米の子どもに関する消費者政策の理論的なフレームワークを明らかにしたこと、と(2) 子どもの安全を確保するための、欧米諸国の法規制とソフトロー(とりわけ「規格」制度)の実態を調査・分析した上、日本では十分に重要視されてこなかったソフト・ローと消費者教育の役割を明らかにしたことである。

研究成果の概要(英文)：In this research, we look at child safety policies in Japan and Western countries from a comparative legal policy viewpoint.

The main achievements of this research are (1) making clear the theoretical basis for consumer policy relating to child safety in Western countries, and (2) making clear the relationship between soft law and consumer education through examples in Western countries.

研究分野：消費者政策

キーワード：子どもの安全 子どもと製品事故 製品安全 子どもの傷害 消費者政策

1. 研究開始当初の背景

現在、各国の消費者政策の中で特に重要視されているテーマの一つが「製品安全」である。日本では、1990年代から加速した規制緩和政策、日本の海外への工場移転などの経済構造の要因、消費者の安全を脅かす不祥事の続発がよく指摘される。企業不祥事の中でも、食品表示関連のもの、製品事故、エレベーターや遊具が設置されている生活空間で起こる事故が多発しており、消費者の「安全・安心」な暮らしを脅かすような事例が後を絶たない。また、マスコミによって製品事故が大きく取り上げられるようになり、消費者の「製品事故」に対する関心が高まってきた。このような流れの中で、弱者消費者(vulnerable consumer)である子ども関連の製品事故にも注目が集まるようになった。

その中、昨今では、子ども製品(子ども向け製品に加え、一般製品も含む)に関係する不慮の事故が多い(4歳以下の子どもでは、死因の第一原因)にもかかわらず十分な予防対策がとられていないことが次第に問題視されはじめてきた。

消費者庁は、近年、子どもの事故防止への取り組みの一環として、「子どもを事故から守る！プロジェクト」を立ち上げた。このプロジェクトが目指すところは、「子どもの事故防止について、国自らの取り組みを加速化・重点化するとともに、家庭、学校、サークル、消費者団体、事業者、自治体等の取り組みを促進」(2010年に公表された「消費者基本計画」の施策)することである。しかし、このプロジェクトの取り組みの内容を見ると、情報提供が中心であることと、欧米諸国と比べると製品安全の向上への取り組みが不十分であることが課題であるように思われる。また、次の点において、欧米諸国と比較して、日本の子どもに関する消費者政策は遅れていると考える。

第一に、上記の子どもの安全に関する消費者

政策は、その理論的なフレームワークが、欧米と比べると、明確ではない。欧米諸国では、消費者政策の中でも「子どもの安全」は、古くから政策の中で推進されており、子どもは、弱者消費者として守るべき対象であることが当然視されてきた。したがって、消費者政策には、「子どもの視点」が必要と考えられている。この考え方の背景には、子どもの人権が重視される社会的基盤があることが指摘できる。日本では、人権と消費者保護との関係についてあまり論じられていないが、1985年に国連総会により採択された「消費者保護ガイドライン」(1999年に改定)が、重要な指針を示すところが日本では、このような重要な国際的な指針があるにもかかわらず、子どもの人権と消費者保護との関係について法理論的な政策が未だ定着していない。このような背景からも、子どもの安全についての消費者政策は、製品安全についての保護者を中心とした「情報提供」に偏っている。したがって、日本の子どもの安全に関する消費者政策が展開をするために、この理論的なフレームワークを明らかにする必要がある。

第二に、日本では、子どもの安全を確保するための製品の開発・改良について、ソフトローを活用する制度(例えば、SGマーク、STマーク)があるが、そのあり方には、さまざまな問題点がある。一つの問題点は、この制度は事業者任せられており、ほとんどの規格が自主的なものであることにある。これに対して欧米諸国では、子どもの安全を確保するためにソフトローの活用を重視しており、必要に応じて強制力をもつ「規格」を活用する法制度が確立されている。法規制を補完するソフトローは、子ども用の製品のみならず、子どもが生活空間において接する可能性のあるすべての製品の安全を向上させるために効果的である。そして、もう一つの問題点は、日本の国内規格であるSG・STマークの制度は

古くから確立されており一定の評価を得ているが、世界的動向としては国際規格(ISO、国内であればJISマーク)が導入されており、海外とのハーモナイゼーションが進んでいない点にある。そのため、海外の消費者法と規格制度についての詳細な情報が必要となるが、一部の規格団体による限定的な調査を除き、幅広い研究がほとんどなされていない。

2. 研究の目的

本研究は、子どもの安全政策が進んでいる欧米諸国の消費者法システム、とりわけ、包括的な製品安全制度を持っているオーストラリアを調査し、日本で推進されはじめた「子どもに関する消費者政策」を比較法政策的な観点から研究し、法理論および制度の特徴を明らかにし、日本の法システムに相応しいモデルの提示を目指すものである。

上記の目標に向けて、次の研究を行うこととなった。

(1)消費者政策における子どもの安全の意義を論証する。要するに、「なぜ、子どもの安全は消費者政策として重要なテーマであるのか」を明らかにする。そのために、「人権と消費者政策」、「子どもの人権と事故未然防止」をはじめ、多方面から欧米諸国における子どもの安全に関する政策の背景や意義を調べ、子どもの安全の理論的フレームワークを明確にする。

(2) 欧米諸国における子どもの傷害予防を確保するための消費者法システムを調査する。中でも、海外において重視されているソフトロー、とりわけ「規格」の活用方法に重点を置く。欧米諸国では、国内・国際規格が子ども用製品だけでなく、子どもが使う可能性のある製品についても子どもあるいは使用者(例えば、保護者)の視点を入れることで、製品事故の未然防止、製品安全の向上を目指している。欧米諸国の制度の特徴を明らかにした上で、日本の今後の消費者法システ

ムについて提言をする。

(3)子どもの安全の法制度を支えると言われている情報のあり方について、国内外の調査・研究を行う。この分野において日本より進んでいる欧米諸国において、製品安全の向上を確保するために不可欠である事故情報あるいはヒヤリハット情報がどのように収集され、活用されているのかについて調査し、日本に適した情報収集および情報提供のモデルを提示する。

3. 研究の方法

主な方法は、下記の通りである。

- (1) インターネットおよび文献による情報収集・分析
- (2) 子ども安全に関係する行政、NPO/NGO へのヒヤリング

4. 研究成果

上記の研究分野(1)(2)(3)に沿って、次の研究業績を挙げられる。

上記(1)の研究目的について

子どもの安全についての理論的なフレームワークをはじめて明らかにしたのは、本研究の重要な業績の一つである。

子どもの事故の未然防止を子どもの人権から検討した。傷害から子どもを守るため、ただ単に企業側の製造物責任を事後的に問いだしたり、子どもや保護者に対して消費者教育を行うなどの啓発を行うのみならず、子どもを権利の主体として、認識し、子どもの権利条約の中に「安全に対する子どもの権利」を発見しなければならない。「安全に対する子どもの権利」は、すでに存在していることを国連の子ども関連の条約およびその他のソフト・ローから読み取れる、と考える。

上記について理論的にフレームワークを明らかにした上、どのような具体的な取り組みをすれば、安全に対する子どもの権利を実

現できるか、を具体的なモデルを提示したのは、本研究のもう一つの重要な業績である（上記研究目的(2)(3)）。以下に、主な業績を紹介する。

上記(2)の目的について

まず、(2)の法制度について、オーストラリアを中心とする欧米諸国では、ソフト・ロー、とりわけ、国内・国際規格の役割が子どもの安全を守るために、大きな役割を果たしていることを明らかにした。そして、製品のデザインから、製造、流通、販売といった商品のライフサイクルにおいて全安全を盛り込むのが、特徴である。したがって、PL法上の「欠陥」商品の排除、というやや消極的な安全へのアプローチより、子どもにとって安全である商品のデザイン、製造、および流通につながる、積極的な安全へのアプローチを重視した仕組みとなっている。

欧米諸国では、子どもの安全を確保するために、強制規格および任意規格の両方を活用していることも明らかにした。

さらに、年に発行された改定 ISO/IEC ガイド 50 (Safety Aspects-Guidelines for Child Safety, 2014 年改定) のように、任意であっても、製造者の子どもの安全に対する認識を高めるためだけでなく、個別的な任意規格へも影響することができることがわかった。

日本でガイド 50 を導入する場合のメリットについて、事業者との意見交換会を通じて、述べた。

上記(3)の目的について

オーストラリアを中心に、一般市民に向けた効果的な情報の発信は、未然防止につながることを明らかにした。オーストラリアの制度では、子ども用製品や子どもが使う可能性のある製品についてのスクコミュニケーションが重要であること、さらに、ただ単に情報を発信するだけでなく、リスクに対する子どもの関係者に認識を高めることにより、子どもの事故の未然防止は

可能であることが分かった。具体的な取り組みの事例と、日本の制度設計への示唆について業績を公開した。

オーストラリアで消費者行政機関、医療関係者、保育業界の関係者、一般市民へのヒヤリングを行った結果、オーストラリアの行政機関と市民団体(消費者団体・NGO)の密接な連携関係が、情報による未然防止の効果を高めることも明らかにした。

また、子どもの安全と深く関わっているリコール制度および事故情報提供の義務と子ども用製品による傷害予防について、日弁連主催の講演会で、報告した。

さらに、NPO 法人 C キッズネットワーク委託の市民向けの講演会でもオーストラリアを中心とする海外の子どもの事故の未然防止について話をした。

上記(1)(2)(3)を盛り込んだ制度のモデルを論文、学会発表、および講演会という形で、提示した。

5 . 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計9件)

末吉洋文、「安全に対する子どもの権利」の発見 - 「静かな緊急事態」に対処するために-、帝塚山法学、26号、2014、pp. 95-127
タン ミッシェル、子どもの製品事故の予防と消費者へのリスクコミュニケーション～オーストラリアを参考にして、帝塚山法学、23号、2012、pp 163～174

タン ミッシェル、子どもの製品事故予防と消費者教育について -オーストラリアを参考にして、センター・レポート、130号、2012、pp 25-27

タン ミッシェル、オーストラリアにおける消費者保護(9)、消費者法ニュース、87号、2012、

pp 306-308

タン ミッシェル、オーストラリアにおける消費者保護(11)、消費者法ニュース、91号、2012、292-293、

タン ミッシェル、オーストラリアにおける消費者保護(12)、消費者法ニュース、92号、2012、370-371

松本恒雄、消費者被害の救済と防止への政府の対応と今後の立法課題、市民と法、78号、2012、38-47

松本恒雄、ISO/COPOLCOにおける製品安全への取り組み、センター・レポート、132号、2012、21-23

〔学会発表〕(計2件)

タン ミッシェル、オーストラリアにおける子どもの安全についての消費者教育の現状
～製品事故による傷害予防を中心に、日本消費者教育学会全国大会、2012年10月20日、大阪

タン ミッシェル、オーストラリアにおける子どもの安全についての消費者教育の現状
～製品事故による傷害予防を中心に、日本消費者教育学会関西支部支部研究・実践発表会、2012年6月9日、大阪

〔図書〕(計1件)

タン ミッシェル、松本恒雄先生遺暦記念民事法の現代的課題中の「消費者政策と子どもの製品事故の未然防止ーオーストラリアの取り組みを中心として」、2012、総ページ数25枚

〔その他〕

<発表・講演会>

タン ミッシェル、子どもの製品事故を予防するための社会システムの構築へ向けて、第31回近畿弁護士会連合会大会シンポジウ

ム第1分科会、2013年9月20日、神戸市
タン ミッシェル、Injury Reporting in Japan, APEC Product Safety Incidents Information Sharing System Seminar, April 23-26, 2012, Kuala Lumpur

タン ミッシェル、海外の消費者製品安全に関する動向報告会、ICPHSO国際シンポジウム報告会、一般社団法人日本消費者協会、2012年12月18日、東京都

タン ミッシェル、生活空間における子どもの安全 ～製品事故と子どもの傷害予防～、日本技術士会CPD中央講座、2012年1月23日、東京都

タン ミッシェル、暮らしの中にある事故から子どもを守りましょう!、三田市「暮らしのセミナー」第2回、三田市まちづくり協働センター、2011年9月20日、三田市

6. 研究組織

(1) 研究代表者

タン ミッシェル (TAN, Michelle)
帝塚山大学・法学部・教授
研究者番号: 60299146

(2) 研究分担者

松本恒雄 (MATSUMOTO, Tsuneo)
一橋大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授
研究者番号: 20127715

(3) 連携研究者

末吉洋文 (SUEYOSHI, Hirofumi)
帝塚山大学・法学部・教授
研究者番号: 30368584